

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会ボランティアハウス事業実施要綱

(目的)

第1条 ボランティアハウス（以下、「ハウス」という。）は、「楽しく、気軽に、無理なく、自由に」をモットーに、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人、子育て中の親や子どもたちなどが、地域住民とともに生き甲斐をもって生活していけるような仲間づくりや健康づくり、社会参加を促進する拠点づくりを目的とする。

(実施主体)

第2条 ハウスは、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）及び地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という。）が認め、連携・協働のもと、小地域の住民で組織されたグループや団体が実施主体となり運営する。

2 趣味のサークル活動やクラブ活動など会員を限定し、その会員だけを対象とした活動のハウスは実施主体となることはできない。

(参加者の範囲)

第3条 ハウスの参加者は、地域住民とし、運営に協力する地域ボランティアを含むものとする。

(活動場所・種類)

第4条 ハウスの開催場所は、市の公共施設、公民館、集会場、空き店舗、空き家等活動メニューに応じて有効的な場所を活用するものとする。

2 ハウス種類は活動回数や開催時間に応じて次の表に基づき分類する。

ハウスの種類	開催頻度	開催時間	参加人数	その他
毎週型（A型）	概ね1回/週	4時間以上/日	10人以上/回	食事提供を毎回行う
毎月型（B型）	概ね1回/月	2時間以上/日	10人以上/回	
ミニ型（C型）	4回以上/年	2時間以上/日	5人以上/回	毎回、開催日時等を地域住民に周知する
巡回型（D型）	4回以上/年	2時間以上/日	10人以上/回	地区社協内を巡回する
常設型（E型）	概ね5日/週	4時間以上/日	5人以上/回	1地区社協1か所

(申請の方法)

第5条 地区社協は、年度当初又はハウス開始前に「ボランティアハウス事業実施計画申請書兼助成金請求書（様式第1号）」及び「ボランティアハウス名簿（様式第2号）」を市社協に提出するものとする。

2 地区社協は、備品助成を受けようとするハウスがある場合は、「ボランティアハウス備品助成申請書兼請求書（様式第3号）」を市社協に提出するものとする。

(助成内容)

第6条 市社協は、申請に基づき、以下の表のとおり助成を行う。

ハウスの種類	運営助成	備品助成	家賃助成
毎週型 (A型)	6,000円/回 上限 52回分/年度	20万円 (上限)	
毎月型 (B型)	3,000円/回 上限 36回分/年度	1.5万円 (上限)	
ミニ型 (C型)	1,000円/回 上限 36回分/年度		
巡回型 (D型)	3,000円/回 上限 12回分/年度		
常設型 (E型)	3万円/月 (定額)	20万円 (上限)	4万円/月 (上限)

- 2 備品助成は前項の表に基づき助成を行う。ただし、備品助成を利用できるのは、初回を除き、前回備品購入時から10年が経過していることを条件とする。

(助成金の交付及び返還)

第7条 市社協は、第5条の請求書が提出された場合は、あらかじめ指定された地区社協の口座に助成金を振り込むものとする。

- 2 年度当初の実施計画と異なり開催回数が減った場合、地区社協は市社協に差額を返還する。ただし、次年度も継続してハウスを開催する場合は次年度助成金と相殺し返還に変えることができる。
- 3 年度当初の実施計画と異なり開催回数が増えた場合、市社協は地区社協に次年度助成金に加算して交付する。ただし、年度途中での申請を可能とし、追加助成をすることができる。

(活動記録)

第8条 ハウスは、「ボランティアハウス活動記録票 (様式第4号)」又は活動内容のわかる書類を備え、活動内容を記録するものとする。

(報告の方法)

第9条 地区社協は、事業が終了した年度ごとに「ボランティアハウス活動記録票 (様式第4号)」「ボランティアハウス事業終了報告書 (様式第5号)」を作成し、「ボランティアハウス事業収支決算書兼監査報告書 (様式第6号)」を添付し、翌年度の4月15日までに市社協へ提出しなければならない。

(書類の保存)

第10条 市社協及び地区社協は、ハウスに関連する各種書類を5年間保存しなければならない。

(保険)

第11条 ハウスの参加者に対する傷害保険及び損害保険については、「ボランティアハウス名簿」に基づき市社協が一括加入し、活動中の事故に対しその範囲において補償するものとする。

(禁止事項)

- 第12条 ハウス活動で知り得た個人の秘密や情報を他に漏らしてはならない。
- 2 ハウスを利用して、宗教活動や政治活動、物品の販売等商行為を行ってはならない。
 - 3 ハウスは、会員を特定するための会費を徴収してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。